

第2次大仙市環境基本計画 (改定版)

令和元年11月 策定
令和7年3月 改定
秋田県大仙市

目 次

I 計画の大綱

第1節 計画改定の背景	1
第2節 計画の役割と位置づけ	1
第3節 現況と課題認識	2
第4節 計画の基本的方向性	3

II 計画事項

第1節 計画期間	4
第2節 進行管理	4
第3節 施策の展開	4
1. 地球温暖化対策の推進	6
2. 自然環境・生物多様性の保全	12
3. 循環型社会の形成	18
4. 良好な生活環境の保全	24
5. 多様な主体の参加	28

III 別紙

用語解説

I 計画の大綱

第1節 計画改定の背景

大仙市は、2005（平成17）年3月22日の誕生とともに、将来にわたって市民の健康で安全かつ快適な生活環境の確保に寄与することを目的に環境基本条例を制定しました。また、この条例に基づき2009（平成21）年3月に大仙市環境基本計画（以下「第1次計画」という。）を策定し、市民、事業者と市が連携・協力しながら環境保全の取組を進めてきました。

2019（令和元）年11月には、第1次計画策定から10年が経過したことから、社会情勢の変化や本市の特性を考慮し、引き続き環境政策の基本的な方向を示すため、第2次大仙市環境基本計画（以下、「第2次計画」という。）を策定しました。

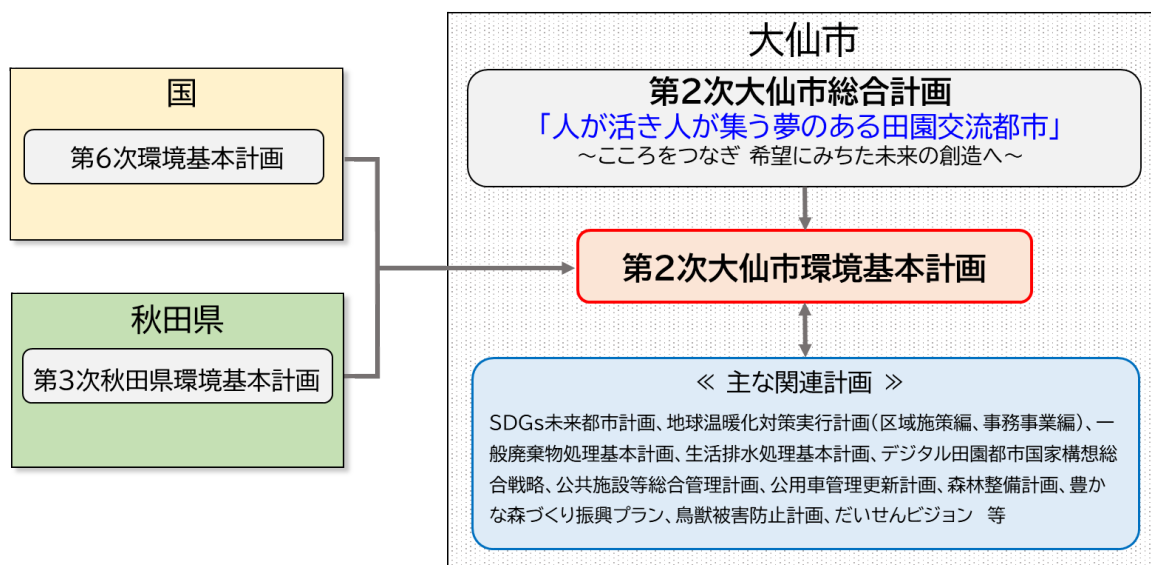
この第2次計画では、気候変動等に伴い新たに発生する様々な環境課題へ対応すべく計画の中間年度にあたる2024（令和6）年度に改定を行うこととしています。これに伴い、これまでの施策の達成状況を確認するとともに、他の計画に定める目標数値や施策等との整合を図るため、「第2次大仙市環境基本計画（改定版）」（以下、「第2次計画」という）を定めます。

第2節 計画の役割と位置付け

環境基本計画とは、大仙市環境基本条例第8条に基づき、環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、必要な目標や施策を定めるものです。

本計画は、「第2次大仙市総合計画」に示された将来都市像や基本理念を、環境面から実現するための計画として位置づけられています。環境面において、最も基本となる計画であり、市の実施する施策や事業は環境保全の観点からこの計画との整合を図っていくものです。

■計画の位置付け



第3節 現況と課題認識

本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎え、今後、数十年間は総人口の減少が避けられない見通しです。これに加え、都市への若年層を中心とする転出超過が続いており、若年人口、生産年齢人口の減少が進んでいます。こうした人口動態の変化は、地域コミュニティの弱体化を招き、地域の環境保全の取組にも影響を与えており、森林・里地里山の荒廃などの環境課題が顕在化しています。

このほか、温室効果ガスの大幅削減、資源の有効活用などの環境課題、大規模災害への備え、働き方改革などの社会課題、地方経済の疲弊などの経済課題、これらの課題が相互に関連し複雑化しており、環境、社会、経済の統合的向上が求められています。

また、2015(平成27)年9月に国連において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、持続可能な開発目標(SDGs)として17のゴールなどが提示されています。この中には、水・衛生、エネルギー、持続可能な都市、持続可能な生産と消費、気候変動、陸域生態系、海洋資源といった地球環境そのものの課題及び地球環境と密接に関わる課題に係るゴールが数多く含まれており、これは地球環境の持続可能性に対する国際的な危機感の表れと言えます。

とりわけ、産業革命以降の温室効果ガス排出量の増加など、人間活動に伴い引き起こされる諸問題を喫緊の課題として認識し、今世紀後半に温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す「パリ協定」が2016(平成28)年11月に締結されました。

このような持続可能な社会に向けた国際的な潮流のなか、国においてはSDGsを推進するため、環境分野に関する優先課題の解決に向けた具体的施策として省エネ・再生可能エネルギーの導入、気候変動対策、循環型社会の構築、生物多様性の保全、森林、海洋等の環境保全などに取り組むこととしています。

パリ協定に基づく国の温室効果ガス排出量の削減目標については、当初2030(令和12)年度に2013(平成25)年度比26%の削減を掲げていましたが、世界的に加速する温暖化対策の動向を受け、2020(令和2)年に「2050年カーボンニュートラル」を宣言したほか、2030(令和12)年度における削減目標を「2013年度比で46%削減」と大幅に引き上げる新たな目標を掲げています。

■SDGs17のゴール



第4節 計画の基本的方向性

環境・社会・経済の3側面が複雑に関わっている現代において、健全で恵み豊かな環境を継承していくためには、経済社会システムに環境配慮が織り込まれ、3側面の調和を図りながら、3側面すべてを統合的、かつ持続的に発展させていくことが重要となっています。

国では2024（令和6）年5月に第6次環境基本計画を閣議決定し、環境保全を通じて、現在および将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」を最上位の目的に掲げています。本市においては、2022年（令和4）年に国の「SDGs未来都市」に選定され、2030（令和12）年のあるべき姿として「Well beingにあふれ 未来に向けて持続発展する 田園交流都市だいせん」を掲げており、「ウェルビーイング」という同じキーワードのもと、SDGsを原動力とした地方創生の実現に向け取組を進めています。

第2次計画では、第1次計画の基本的な方向性を継承しつつ、複数の課題の統合的な解決に向け、分野横断的にアプローチしていくため、SDGsの理念や視点を取り入れ、市民・地域団体・事業者・行政など地域のあらゆる主体が連携・協力しながら、目指すべき持続可能な社会の構築に向けて取組を推進していきます。

本計画では、SDGsのウェディングケーキモデルで示される「経済」は「社会」に、「社会」は「環境」に支えられて成り立っているという考え方に基づき、健全で恵み豊かな「（自然）環境」を基盤として、環境収容力を守り、環境の質を上げ、その上で社会・経済が持続発展できる「地域循環共生圏」の構築を目指すとともに、SDGsの達成にも貢献していきます。

■SDGsのウェディングケーキモデル



Ⅱ 計画事項

第1節 計画期間

第2次計画の計画期間は、2019（令和元）年度から2030（令和12）年度までの12年間とし、改定版は2024（令和6）年度より施行します。ただし、起こりうる新たな環境課題等への対策や、社会情勢の変化、国・県の取組方針などに併せて柔軟に対応していきます。

第2節 進行管理

第2次計画では、「計画(Plan)」→「実行(Do)」→「評価(Check)」→「見直し(Act)」を繰り返す「PDCAサイクル」の考え方に基づいた進行管理を行います。設定した成果指標の達成状況や、各施策のもとで取り組む主な事務事業の進捗状況等について、定期的に評価を行い、公表します。

また、評価結果を踏まえ、必要に応じて取組の見直しや重点化を検討した上で、市民ニーズや社会経済情勢の変化にも柔軟に対応しつつ、計画を着実に推進します。

第3節 施策の展開

第2次計画が対象とする環境施策を体系的に定め、施策を推進します。国や県の環境基本計画を踏まえるとともに、第1次計画の基本的な方向性は継承しつつ、次の5つの施策の柱それぞれに環境と関わりが深いSDGsのゴールを示しています。

1. 地球温暖化対策の推進

- （1）温室効果ガス排出量削減対策の強化
- （2）森林等吸収源対策の強化
- （3）気候変動等の影響への適応

2. 自然環境・生物多様性の保全

- （1）自然とのふれあいの推進
- （2）森林、農地、河川の環境保全機能の維持・向上
- （3）野生生物の保護・外来生物対策

3. 循環型社会の形成

- （1）廃棄物減量化の推進
- （2）循環資源の再使用・再利用の推進
- （3）廃棄物適正処理の推進

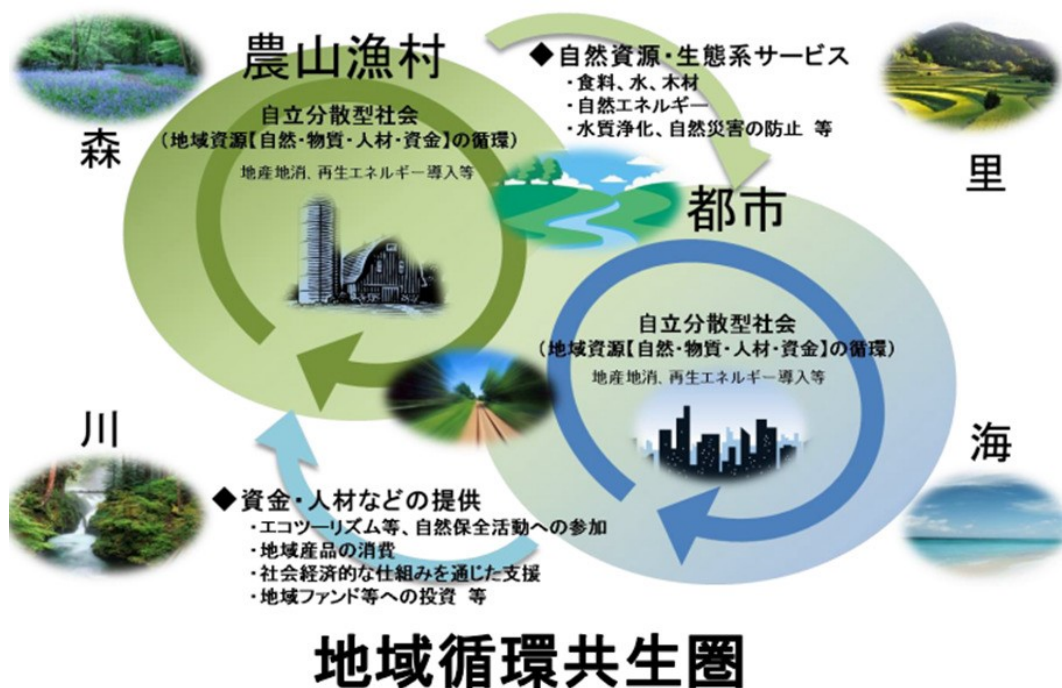
4. 良好な生活環境の保全

- (1) 発生源対策の充実
- (2) 生活排水対策の充実
- (3) 騒音、振動、悪臭への対応
- (4) 生活環境相談等への対応

5. 多様な主体の参加

- (1) 環境情報の整備と提供
- (2) 環境教育・環境学習の推進
- (3) 市民、地域団体、事業者、行政の連携強化

■目指すべき持続可能な社会の姿



1. 地球温暖化対策の推進

ー温室効果ガスの排出抑制及び気候変動への適応ー



人間活動の拡大に伴って二酸化炭素、メタン等の温室効果ガスが大量に大気中に排出されることで、地球の温暖化が進行しています。特に二酸化炭素は、化石燃料の燃焼等によって膨大な量が人為的に排出されており、我が国が排出する温室効果ガスのうち、二酸化炭素が全体の約92%を占めています。

この問題に対応するためには、地球規模での温室効果ガスの排出を抑制する脱炭素化や吸収源となる森林の保全などの「緩和策」のほか、気温上昇に備えた「適応策」についても取り組む必要があります。

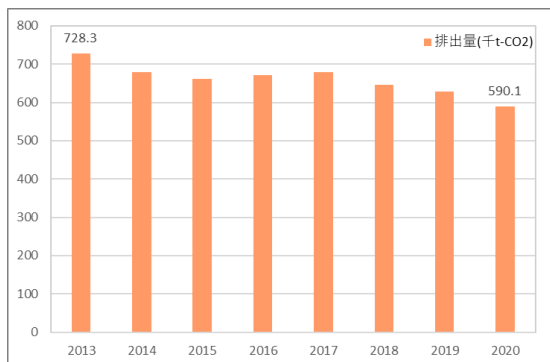
■現況と課題

国の掲げる2050年カーボンニュートラルの実現に向け、本市では、2022（令和4）年3月に市議会と共同で「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2023（令和5）年度に、市全体を対象に温室効果ガス排出量の削減目標とその達成に向けた方策や、気候変動への適応策を盛り込んだ「大仙市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定するとともに、市の事務・事業活動から生ずる温室効果ガス排出量の削減を目指す「大仙市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の改定を行っています。両計画では、2030（令和12）年度までに基準年度となる2013（平成25）年度と比較して、市域全体で50.4%、市の事務・事業では50.7%の排出削減を目標に定めており、ゼロカーボンシティの実現に向け、取組を加速していくこととしています。

本市における2020（令和2）年度の温室効果ガス排出量は、基準年とされる2013（平成25）年度に比べて19.0%減少しています。

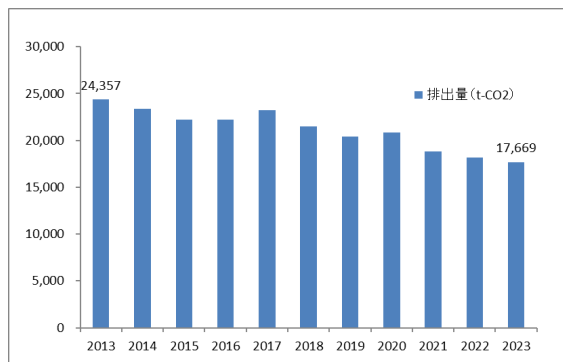
また、本市の公共施設（事務事業）における2023（令和5）年度の温室効果ガス排出量は、2013（平成25）年度の排出量と比べると27.4%減少しています。

○大仙市における温室効果ガス排出量の推移
（単位：千t-CO₂）



資料：生活環境課データ、環境省

○公共施設における温室効果ガス排出量の推移
（単位：t-CO₂）



資料：生活環境課統計データ

温室効果ガスの排出は、社会システムやライフスタイル、国民一人ひとりの行動に大きく左右されることを認識し、地球温暖化問題への理解を更に深めるとともに、「デコ活（脱炭素に繋がる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」などの省エネ行動、森林づくりや都市緑化などの緑化運動等、地球温暖化対策に資する各主体が行う様々な活動に積極的に参加するなど、現在の行動様式の変革や行動喚起に取り組む必要があります。

○大仙市が取り組んできた主な脱炭素関連事業

部門	取り組み内容
産業部門	・もみ殻ボイラー導入（ユメリア） ・食品ロス対策（食べきり協力店登録制度、3010運動等） ・ゼロカーボンシティ推進事業費補助金（太陽光）
業務部門	・公共施設への太陽光発電設備設置（庁舎、中学校他） ・公共施設の省エネ化（高効率空調、LED等）、道路照明のLED化 ・公営発電所の設置運営（柏台太陽光発電所、真木小水力発電所） ・公共施設へのクリーンエネルギー電力の導入 ・公用車の次世代自動車化
家庭部門	・家庭用LED照明購入への補助金 ・住宅リフォーム支援事業（省エネ設備、環境対策設備等） ・ゼロカーボンシティ推進事業費補助金（太陽光、蓄電池等） ・家庭ゴミの分別回収及びリサイクルの推進 ・廃食油の回収及びリサイクル
運輸部門	・ゼロカーボンシティ推進事業費補助金（EV車、PHEV車、EV充電器） ・公共施設へのEV充電器設置
その他	・森林の適正管理及び好循環利用を図る再造林の推進 ・クールビズの実施、各種業務のオンライン化 など

また、温室効果ガス排出削減のため、化石燃料に代わる再生可能エネルギーの活用が求められています。本市が位置する秋田県の内陸部では、日照時間が全国平均と比較し大幅に短いことや降雪量が多いこと、風力や地熱の発電ポテンシャルが低いなど、地理的・気候的な条件から、再生可能エネルギー導入には様々な課題があります。しかしながら、脱炭素化を進めるためには再生可能エネルギーの更なる普及拡大が必要であり、全国的に普及している太陽光発電を中心に、企業や家庭への再生可能エネルギーの導入を拡大していくことが求められます。

○大仙市の再生可能エネルギー導入状況

再生可能エネルギー種別	大仙市の再生可能エネルギーの導入設備容量 (kw)						
	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
太陽光発電 (10kW 未満)	2,373	2,516	2,647	2,832	2,997	3,176	3,430
太陽光発電 (10kW 以上)	3,870	19,120	19,345	19,494	19,494	19,912	19,912
風力発電	0	0	0	0	0	0	0
水力発電	0	0	0	18	18	18	18
地熱発電	0	0	0	0	0	0	0
バイオマス発電	0	0	7,050	7,050	7,050	7,050	7,050
再生可能エネルギー合計	6,243	21,636	29,042	29,394	29,559	30,156	30,410

資料：環境省自治体排出量カルテ

- ※1 再生可能エネルギー導入設備容量は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再エネ特措法）」（平成23年法律第108号）に基づくFIT・FIP制度で認定された設備のうち、買取を開始した設備の導入容量を記載しています。自家消費のみで売電していない設備、FIT・FIP制度への移行認定を受けていない設備等は値に含まれていません。
- ※2 バイオマス発電の導入設備容量は、FIT・FIP制度公表情報のバイオマス発電設備（バイオマス比率考慮あり）の値を用いています。

○大仙市柏台太陽光発電所



○公共施設再生可能エネルギー導入事業



本市は、市域の約57%にあたる約5万haが森林であり、二酸化炭素の吸収源として大きな役割を担っています。このため、間伐等の森林整備や伐採後の再造林を促進するなど、森林資源の循環利用と適切な管理を推進しています。しかしながら、林業の現場では、森林所有者の特定困難や担い手不足といった課題もあり、計画的な間伐や植林による森林の多面的な機能の維持向上を図るためには、こうした課題を克服する必要があります。

また、地球温暖化の影響は既に様々な場面で表面化しており、最大限の温室効果ガス排出削減努力を行っても、過去に排出されたガスの大気中への蓄積により、今後もある程度の気候変動は避けられません。気候変動の影響は、地域の地理的、経済的、社会的な条件などにより様々な事態が想定されますが、脱炭素化に取り組む「緩和策」に加え、影響を最小限に食い止めるための「適応策」も推進する必要があります。「緩和」と「適応」の両輪で気候変動の課題に地域全体で取り組むことが求められています。

■施策の方向

（１）温室効果ガス排出量削減対策の強化

①家庭での脱炭素推進

- ・住宅への太陽光発電設備や蓄電池の設置、断熱性に優れたZEH住宅（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及を推進します。
- ・節電やエコドライブなど、身近な省エネ行動を促進し、市民の気運向上に努めます。

②事業者の脱炭素推進

- ・事務所や工場などへの太陽光発電設備設置のほか、高断熱化や高効率設備の導入による事業所のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化、再エネ電力購入などの取組みを推進します。
- ・小水力発電などの新たな取組みや、再エネに関する新技術、市内事業者の先進事例などを紹介し、事業者や関係団体間での更なる連携や情報共有を促進します。

③次世代自動車(EV車等)の推進

- ・EV車（電気自動車）及びPHEV車（プラグインハイブリッド車）の購入補助金や、公共施設へのEV充電器の設置により、次世代自動車の普及に努めます。

④市の事務・事業の脱炭素化推進

- ・公共施設において、太陽光発電設備の設置や、高効率設備の導入、LED照明への更新を計画的に進めるとともに、ZEB化、再エネ電力の購入など最大限の脱炭素化を図ります。
- ・公用車のEV・PHEV化を計画的に進めます。
- ・職員は、節電などの省エネ行動やエコドライブの実践など、業務や日常生活でできる取組を励行します。

主な事業
・ゼロカーボンシティ推進事業 [生活環境課]
・住宅リフォーム支援事業 [建築住宅課]
・小水力発電事業 [農林整備課]

（２）森林等吸収源対策の強化

①森林の適切な整備・保全

- ・森林吸収源対策として、森林整備計画等に基づき、多様な政策手法を活用しながら適切な間伐や造林等を通じた健全な森林の整備、保安林等の適切な管理・保全、効率的かつ安定的な林業経営に向けた取組、市民参加の森林づくりを推進します。
- ・市有林を活用したJ-クレジット※1事業により、適正に管理された森林に新たな付加価値を創出し、森林の循環利用に繋がります。

※1 温室効果ガス排出量の削減量や森林による吸収量を、クレジットとして国が認証する制度

主な事業
・秋田県水と緑の森づくり税関連事業 [農林整備課] ・公有林整備事業 [農林整備課]

(3) 気候変動等の影響への適応

①気候変動に関する適応策の推進

- ・気候変動の影響は既に始まっており、温室効果ガスの削減に取り組む「緩和策」と併せて、そのリスクを将来的に回避・軽減するための「適応策」を推進します。

主な事業
・水害対策事業 [総合防災課] ・熱中症対策指定暑熱避難施設設置事業 [社会福祉課]

○大仙市において予想される気候変動の影響

分野	予測される影響
農業・林業 ・水産業	・米、野菜等の収量・品質の低下 ・栽培適地の変化 ・害虫の分布域拡大、病害の発生地域拡大 ・家畜の繁殖能力の低下 ・野生鳥獣の生息域拡大による食害 ・鮭の遡上数減少 等
水環境・水資源	・河川・湖沼等の水質悪化 ・無降水日数の増加による渇水 ・水供給・需要バランスの変化 等
自然生態系	・イノシシ、シカなどの生息域拡大 ・高山植物の生息環境の変化 等
自然災害	・大雨や短時間強雨による河川や内水氾濫、土砂災害の頻発化・激甚化
健康	・熱中症患者や死亡者数の増加 ・感染症媒介動物の生息域拡大 等
産業・経済活動	・気温上昇によるエネルギー需要量の変化 ・道路除雪や雪下ろし事業者への影響 ・スキー場や冬期レジャーへの影響 等
市民生活	・災害増加による生活インフラ（道路等）の寸断 ・暑熱による睡眠障害・ストレス等の増加 ・イベントや伝統行事への影響 等

資料：大仙市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

■成果指標

項 目	基準値 (2013 年度)	現状値	目標値 (2030 年度)
市域全体からの温室 効果ガス排出量	728.3 千 t- CO ₂	2020 年度 590.1 千 t- CO ₂	361.5 千 t- CO ₂ (-50.4%)
市の事務・事業における 温室効果ガス排出量	24,357 t -CO ₂	2023 年度 17,669 t -CO ₂	12,006 t -CO ₂ (-50.7%)

※1 市域全体からの温室効果ガス排出量は大仙市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、市の事務・事業からの温室効果ガス排出量は大仙市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）で定めている。

※2 基準値は国の温室効果ガス排出量削減目標の基準年と同じ2013年度の値としている。

※3 森林等吸収源対策の指標については「2. 自然環境・生物多様性の保全」に記載した。

○重点的な取組

■公共施設カーボン・マネジメント強化事業

2019（令和元）～2020（令和2）年度にかけて、大曲市民会館や中仙庁舎など6施設をモデル施設に、空調や照明器具の設備更新による高効率化、及び運転時間短縮等による運用改善に取り組んだ結果、年間約 160 t -CO₂ の温室効果ガス排出量が削減されました。

■ゼロカーボンシティ推進事業による市民・企業への支援

家庭での脱炭素を推進するため、2023（令和5）年度から、太陽光発電設備や蓄電池、V2Hの導入や、EV・PHEV車やEV充電器の購入を支援しています。また2024（令和6）年10月からは、事業者を対象として自家消費用の太陽光発電設備の設置に対する補助制度をスタートしています。

○ゼロカーボンシティ推進事業費補助金実績(R7.1.20 現在)

項目	年度	太陽光	蓄電池	V2H	EV・PHEV車	EV充電器	合計
件数 (補助金額)	令和5年	20件	30件	2件	21件	26件	99件
		(4,950千円)	(3,000千円)	(200千円)	(2,100千円)	(689千円)	(10,939千円)
	令和6年	18件	22件	0件	15件	11件	66件
		(4,250千円)	(2,200千円)	(0千円)	(1,500千円)	(330千円)	(8,280千円)

■大仙市『エコドライブ選手権』の開催

環境に優しく安心して暮らせる社会の実現に向け、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の協力のもと、1ヵ月間の車のスピードやブレーキなどの運転状況をスコア化し、安全運転度の点数を企業毎に競うかたちで実施しました。

- ・ 期間：2024（令和6）年度 10月1～31日
- ・ 参加団体：65事業者 107チーム
- ・ 総走行距離：179,615km
- ・ 安全運転による燃料節約量：1,671t
- ・ 安全運転による温室効果ガス削減量：3,665kg-CO₂



2. 自然環境・生物多様性の保全

ー生物の多様性を保全し、自然と共生する社会の構築ー



優れた自然環境を有する地域を中心として、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保する生態系ネットワークの形成を推進するとともに、重要地域の保全や自然再生に取り組み、私たちの暮らしを支える森・里・川・海のつながりを確保することが重要です。

■現況と課題

本市は東に奥羽山脈、西には出羽丘陵が縦走しており、その間を流れる雄物川とその支流である玉川に沿った県内有数の穀倉地帯となっています。市域全体が里山・里地として水と緑にあふれる豊かな自然に恵まれており、農村地帯の原風景として四季折々に美しい表情を見せています。

自然とのふれあいを推進するため、自然のもつレクリエーション機能を生かし、ふれあいの場や機会を確保していく必要があります。

○大仙市における自然公園、保全地域等の指定状況

区分	指定区域等	箇所数
県立自然公園	真木真昼	1
自然環境保全地域	湯の台、小方角沢自然環境保全地域	1
鳥獣保護区	姫神、方角沢、三条川原、大沢郷、心像、乙越沼、八乙女、唐松山、荒川、大川前、滝ノ沢、払田、薬師嶽、鶯野	14

資料：秋田県

本市の森林は、地域住民の生活に密着した里山と、林業生産活動を積極的に実施する人工林で構成されています。

本市の林業は、他産業と比較して就業人口や生産額等は低位置にありますが、近年、こうした森林の生産性以外に、水源のかん養、自然環境の保全、生物の多様性の確保、二酸化炭素の吸収源としての地球温暖化の防止、山地災害の防止、生活環境の保全など、森林が有する様々な公益的機能への評価が高まっています。

森林に対する市民の意識や価値観も多様化してきており、森林を中心とした豊かな自然環境でのレクリエーションなど保健休養の場としての活用など、森林に対するニーズは多面的なものとなっています。森林は、これらの公益的機能を通して市民生活に大きく寄与しており、貴重な都市近郊の森林として、その役割はますます重要になってきています。

森林の有する公益的機能を持続的に享受していくため、林業生産活動を通じた適切な整

備を推進するとともに、地域に残された里山林などの森林資源の保全と有効活用を図っていく必要があります。

本市の農業は、気象や交通などの面で有利な生産条件を備えており、新鮮な農作物の供給地となっています。

こうした高い生産性と併せて、保水機能や地下水かん養、多様な生物の生息環境など、農地は公益的機能を有しています。また、農村集落の自然環境や伝統的な景観は、人々に憩いと安らぎをもたらすなど、重要な役割を果たしています。

農地については、生産性の高い農業を確立するとともに、農地の有する公益的機能を持続的に享受するため、適切な保全と有効活用を図っていく必要があります。

本市を流れる河川は、1級河川の雄物川、玉川をはじめとして、多くの普通河川があり、市域を概ね東から西に貫流しています。また、古くから農業利水が発展し、用排水路が網状に錯綜した複雑な水路網を形成しています。

雄物川流域においては、親水性や環境を考慮した整備がされており、優れた自然景観を形成するとともに、河川特有の動植物が生息・生育するなど、貴重な自然環境を有しています。

河川改良等については、治水上・利水上の観点を踏まえ適切に整備を進めていく必要があります。また、貴重な自然環境を有する河川については、地域の特性を踏まえながら、自然環境に配慮した河川整備を進めるとともに、市民の憩いの場としての親水性のある水辺環境を創出し、自然観察などの野外環境学習やレクリエーション活動の場として活用していく必要があります。

○地目別土地面積の推移（5年毎）

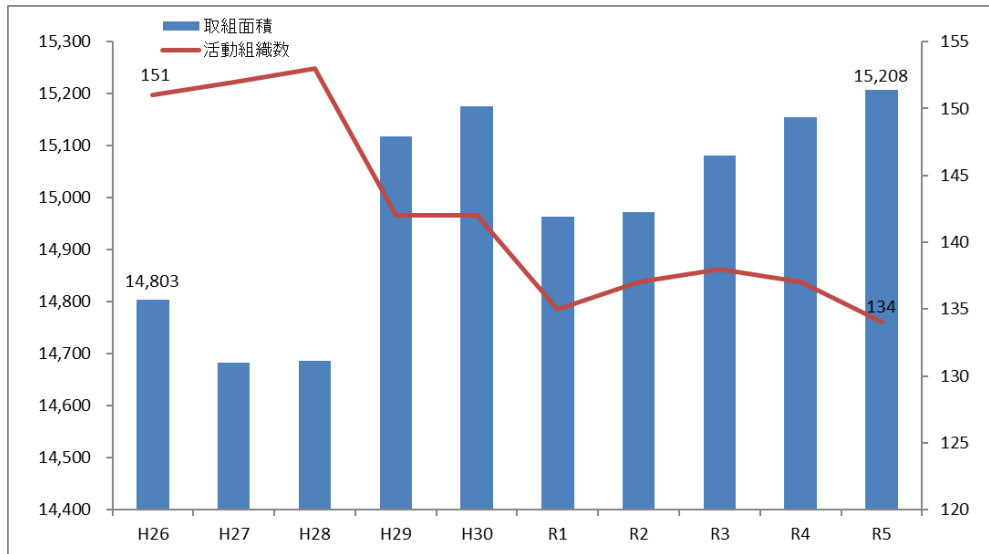
（単位：km²）

年度	総面積							
		田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地 その他
H20	866.67	190.00	23.01	24.61	2.55	264.00	45.16	317.34
H25	866.67	189.21	22.33	25.38	2.55	269.45	44.01	313.74
H30	866.77	188.47	22.00	25.95	2.55	277.02	43.34	307.44
R5	866.79	187.55	21.96	26.54	2.55	282.28	42.38	303.53

資料：大仙市オープンデータ

○多面的機能支払交付金事業における取組面積と活動組織数の推移

(単位：取組面積 ha、組織数 団体)



資料：農林整備課統計データ

※ 多面的機能支払交付金事業とは、農業及び農村が持つ多面的機能を農業者だけではなく、地域住民など多様な主体が持参し、農村環境の保全を目的とした事業であり、国が定める要件を満たした組織の活動に対し、支援活動をするものです。

里地里山の環境は、集落を取り巻く二次林と農地、ため池、草原等を構成要素としており、人が手を加えることで特有の環境が形成・維持され、固有種を含む多くの野生生物を育んでいます。

しかしながら、営農形態の変化等に伴う森林や農地の利用低下に加え、農林水産業の担い手の減少や高齢化の進行により里地里山における人間活動が急速に縮小しており、自然の恵みが利用されないばかりか、生物の生息・生育環境の悪化が懸念されています。

里地里山の保全活用に向けた取組の推進として、生物多様性の確保に重要な役割を果たしている原生的な自然や、田園地帯における二次的自然の重要性を認識するとともに、これらの保全をさらに推進する必要があります。

希少野生動植物の保全を目的として、2010(平成22)年度に生物実態調査を通じて、重要種の確認を行いました。継続的な調査が困難となっているため、秋田県版レッドデータブックとレッドリストの情報を活用し、必要な保全活動を行う必要があります。

○秋田県における希少生物生息状況

(単位：種)

カテゴリー 分類群	絶滅	野生 絶滅	絶滅危惧種				準絶滅 危惧	情報 不足	地域 個体 群	分布上 希少な 雑種	留意種	継続 観測 種	合計
			絶滅 危惧 IA類	絶滅 危惧 IB類	絶滅 危惧 II類	絶滅 危惧 計							
哺乳類	0	0	0	10	5	15	5	2	0	0	2	4	28
鳥類	0	0	10	4	17	31	42	20	0	0	1	0	94
爬虫類	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
両生類	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
淡水魚類	1	0	6	6	8	20	7	9	1	0	3	0	41
昆虫類	5	0	35	44	43	122	72	105	1	0	2	0	307
陸産貝類	0	0	4	3	3	10	4	3	0	0	1	0	18
維管束植物	12	0	168	217	145	530	149	33	0	62	13	0	799
蘚苔類	0	0	19		0	19	1	13	0	0	0	0	33
地衣類	0	0	3		2	5	5	8	0	0	0	0	18
シヤジクモ類	2	0	6		4	10	4	1	0	0	0	0	17
合計	20	0	28		227	762	290	196	2	62	22	4	1,358
			223	284									

出典：秋田県環境白書（令和6年度版）

■施策の方向

（１）自然とのふれあいの推進

①自然環境保全意識の普及啓発

- ・ごみのポイ捨てや貴重な植物の不法採取を行わないなど、自然と共生するうえでのマナーの徹底を図ります。

②自然公園、自然環境保全地域等の活用

- ・自然の実態を把握し、良好な自然環境が残る地域の適切な保全に努めます。
- ・生態系の保全に十分配慮しながら、自然の活用のを設け、市民が自然にふれあえる場を創出していきます。

主な事業

- ・環境学習関連事業〔生活環境課他〕
- ・ふれあいの森整備事業〔農林整備課〕

（２）森林、農地、河川の環境保全機能の維持・向上

①森林所有者等による地域活動の支援

- ・森林が有する多面的機能が充分発揮されるよう、森林経営計画に基づく適切な整備の推進を図るため、森林所有者等による計画的かつ一体的な施業の実施に必要な地域活動を支援します。

- ・植樹祭や林業体験講座などを通じて、森林の持つ多面的機能や自然の大切さの啓蒙に努めます。

主な事業
・森林経営管理制度事業 [農林整備課] ・豊かな里山林整備事業 [農林整備課]

②農用地区域の適正な管理

- ・優良農地の確保・保全を図るため、農業振興地域整備計画に基づき、農用地区域の適正な管理を行います。
- ・生産性の高い農業経営の確立や農地の有効利用を図るため、担い手である認定農業者等へ農地の利用集積等を推進します。

③地域ぐるみの農村環境保全活動と先進的な営農活動の支援

- ・農地や農業用水、農村環境等の良好な保全とその質的向上を図るため、地域ぐるみの効果の高い共同活動と、先進的な営農活動を支援します。

主な事業
・多面的機能支払交付金事業 [農林整備課]

④自然や生態系に配慮した河川整備の推進

- ・安全で快適な河川環境を形成するため、治水・利水機能を確保するとともに、自然や生態系に配慮した河川整備を推進します。
- ・水害被害を軽減し安全な市民生活を確保するため、安全性や環境に配慮した整備を行います。
- ・水辺環境に関する意識の高揚を図るため、市民団体等を中心とした河川等の清掃や美化活動を支援します。また、河川環境保全活動を促進していくため、関係団体のネットワークづくりや育成を支援します。
- ・河川環境の保全と河川公園施設利用者の安全確保に努め、良好な自然環境を維持することにより、憩いの場の創出を図ります。
- ・長年にわたり「大曲の花火」の観覧場として活用されている、「大曲の花火」公園の環境整備に努め、「花火のまち」としての地域イメージの確立を図ります。

主な事業
・環境整備地域連携事業 [道路河川課] ・公園維持管理事業 [都市管理課]

（３）野生生物の保護・外来生物対策

①動植物の生息実態把握・保全

- ・鳥獣保護法などの適用・運用により、野生生物の保護と生息環境の保全に努めます。
- ・市域に分布する貴重な動植物の現況把握やその保護について、関係機関と連携して取り組みます。
- ・ツキノワグマの人身被害や農林業被害が頻繁に発生していることから、関係機関との連携のもと、生息数の安定的維持と共生を図りながら被害の未然防止に努めます。
- ・近年、県内で目撃事例が増加しているニホンジカとイノシシについて、生息域の拡大防止に向け、関係機関と情報を共有し連携しながら対策を講じます。

②外来生物への対策の推進

- ・外来生物の分布状況や、生態系への影響及び駆除などに関する情報の収集・周知を図り、外来生物への対策を促進します。

主な事業

- ・有害鳥獣駆除対策事業　〔農林整備課〕

■成果指標

項　目	基準値 (2015 年度)	現状値 (2023 年度)	目標値 (2030 年度)
森林計画による森林面積	49,556ha	49,492ha	現状維持

※ 雄物川地域森林計画では、「森林資源の循環利用」と「森林の公益的機能の発揮」を基本目標としている。

3. 循環型社会の形成

—天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減できる社会の形成—



持続可能な循環型の都市を目指していくうえでは、限りある資源を大切に使用し、有効利用や省資源化などを実践することが重要です。そのためには、不要なものは断り（リフューズ）、ごみとなるものを減らし（リデュース）、繰り返し使い（リユース）、資源として再び利用する（リサイクル）、このごみ減量化を目指した「4R」を、市民・地域団体・事業者・行政が一体となって実践する必要があります。

■現況と課題

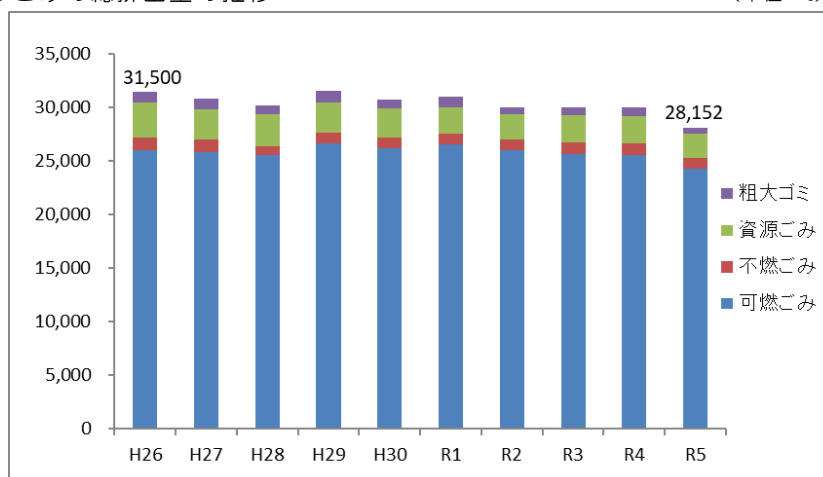
一般廃棄物の処理状況として、2008（平成20）年度から家庭ごみの有料化、2014（平成26）年度以降に小型家電など資源ごみの新たな分別区分を設けるとともに、市民への普及啓発を図りながら、ごみの減量化に努めてきました。しかしながら、人口が減少する中であっても、ごみの総排出量は近年横ばいで推移しており、市民一人1日あたりのごみ排出量は増加傾向にあります。

今後は、人口の減少に伴いごみの総排出量も減少していくものと推測されますが、近年の核家族化や単身世帯の増加傾向を勘案すると、一人1日あたりのごみ排出量の増加が懸念されます。

2017（平成29）年度に実施した燃やせるごみの展開検査の結果、適正な分別がなされないまま排出されているごみも多く見られることから、分別意識の更なる浸透を図るとともに、できるだけごみを出さない生活スタイルへの転換を引き続き促進していく必要があります。近年、社会的な課題となっている食品ロス対策については、飲食店等との協力体制を構築するとともに、環境学習などを通じて食品ロス削減に向けた市民の意識改革を図っていく必要があります。

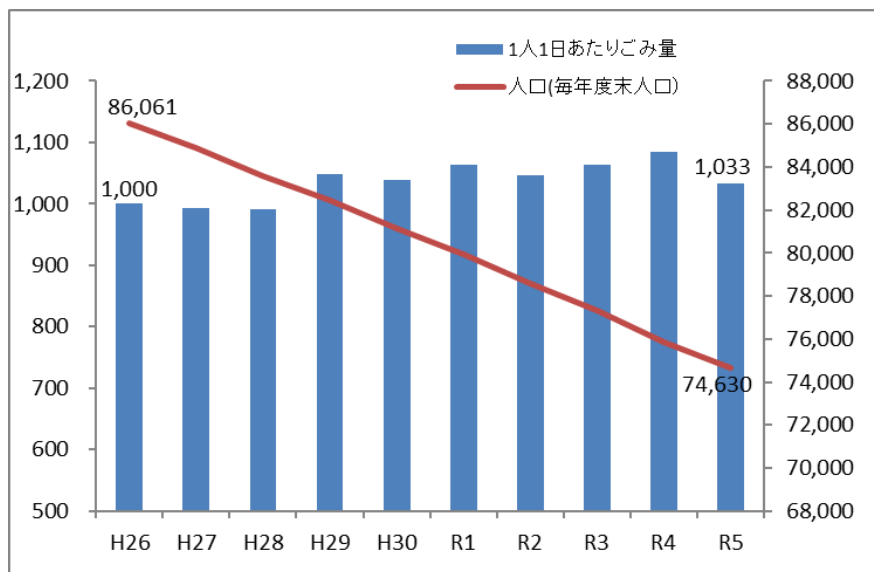
○ごみの総排出量の推移

（単位：t）



資料：生活環境課統計データ

○一人1日あたりのごみ排出量と人口の推移 (単位：ごみ量 g、人口 人)

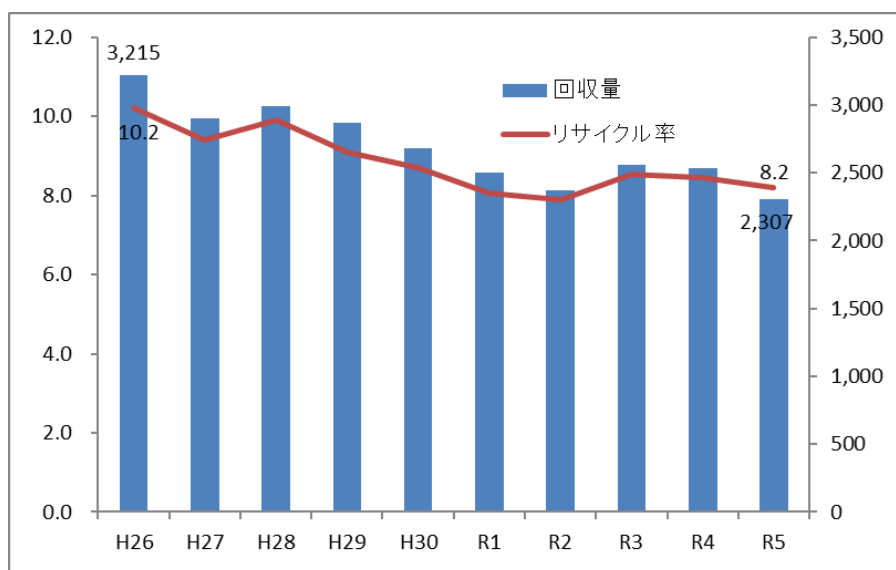


資料：生活環境課統計データ

容器包装（ガラス瓶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装等）等の資源ごみは、2012（平成24）年度から減少傾向にありましたが、近年は、スーパーマーケット等の店頭での資源ごみ回収サービスが普及したことなどから、2014（平成26）年度以降は大幅に減少しています。

一方で、ごみの分別が十分でなく、再資源化できるごみが可燃ごみ又は不燃ごみとして排出されているケースも多く見られることから、引き続き周知、啓発に努め、リサイクル率を向上させる必要があります。

○資源ごみ回収量とリサイクル率の推移 (単位：リサイクル率 %、回収量 t)



資料：生活環境課統計データ

一般廃棄物処理施設については、既存処理施設の老朽化や、人口減少に伴う処理効率の低下、廃棄物処理に携わる技術系職員の減少など、地域の枠を越え、多くの共通課題を抱えていたことから、大仙市、仙北市、美郷町では、現在所有する一般廃棄物処理施設を将来にわたって適正に維持するとともに安定した廃棄物処理を継続していくため、2019(平成31)年4月から、将来のごみ処理施設の統廃合を見据えた調整や、し尿・浄化槽汚泥の全体量減少及び性状変化に対応した広域的な施設運営等を行っています。

また、不法投棄や不法焼却は豊かな自然環境を損なうだけでなく、重大な犯罪行為となります。このような行為を未然に防止するため、関係機関と協力し、捨てさせない環境づくりを進めていく必要があります。

○食品ロス削減キャンペーン



○不法投棄物撤去作業



■施策の方向

(1) 廃棄物減量化の推進

①ごみの削減

- ・市民や事業者に対して、4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の意識啓発に努め、徹底した廃棄物の減量化を推進します。
- ・ごみの分別と出し方について周知徹底に努めます。



②食品ロスの削減

- ・家庭での食品ロス削減について普及啓発に努めます。
- ・ホテル、飲食店などでの食品ロス削減に向けた取組を促進します。
- ・市民と飲食店や商店が連携して食品ロスを削減できる取組を検討します。

主な事業
・廃棄物減量化対策事業 [生活環境課]

(2) 循環資源の再使用・再生利用の推進

①資源ごみ分別の周知徹底

- ・再資源化を促進するため、2025（令和7）年度より新たにプラスチックごみの分別集収に取り組み、市民に再資源化への協力を呼びかけます。
- ・プラスチックに代わるバイオマス素材などを使用した環境負荷の少ない製品の使用を推進します。（ストロー、レジ袋、食器など）

主な事業
・廃棄物減量化対策事業 [生活環境課] ・プラスチック資源循環事業 [生活環境課]

(3) 廃棄物適正処理の推進

①安全で効率的な収集、運搬体制の整備

- ・一般廃棄物の安全で効率的な収集、運搬体制の整備を推進します。

②不法投棄等への監視強化

- ・地域住民や警察、保健所といった関係機関と連携し、不法投棄を未然に防止する環境づくりを行います。

主な事業
・ごみ収集事業 [生活環境課] ・ごみ集積所設置費補助事業 [生活環境課] ・ごみ不法投棄防止事業 [生活環境課]

■成果指標

項 目	基準値 (2017年度)	現状値 (2023年度)	目標値 (2030年度)
家庭系食品ロス発生量	5,363t/年	4,618t/年	2,681t/年

※ 基準値は、2017年度に実施した家庭系可燃ごみの展開調査結果より推計。

※廃棄物に関する成果指標については「大仙市一般廃棄物処理基本計画」で別に定めている。（次ページ参照）

■廃棄物減量化について

2018（平成 30）年度から 2027（令和 9）年度までの 10 年間を計画期間とする「第 2 次大仙市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみの減量化、再資源化に取り組んでいます。

なお、廃棄物減量化については、進捗状況や毎年度の評価結果を「廃棄物減量等推進審議会」へ報告するとともに、取り組みの見直し等を行っています。

■第 2 次大仙市一般廃棄物処理基本計画における成果指標

項 目	基準値 (2016 年度)	現状値 (2023 年度)	目標値 (2027 年度)
ごみ総排出量	30,217t	28,152t	23,946t
ごみ排出量 (資源ごみを除く)	27,223t	25,845t	20,905t
再資源化量	2,994t	2,307t	3,041t
リサイクル率	9.9%	8.2%	12.7%
一人 1 日あたりごみ排出量 (資源ごみを除く)	991g	1,033g	935g
家庭系ごみ 一人 1 日あたりごみ排出量 (資源ごみを除く)	572g	579g	500g
事業系廃棄物排出量 (資源ごみを除く)	9,771t	10,079t	8,100t

○重点的な取組

■食べきり協力店制度

まだ食べられるのに捨てられる「食品ロス」などの食品廃棄物の削減に向け、食べ残し削減の啓発活動などに取り組む飲食店等を「食べきり協力店」として認定し、その取り組みを HP 等で紹介しています。

[協力店の取組項目]

- ・啓発ポスターの掲示
- ・食べ残しを減らすための呼びかけ
- ・少量メニュー等の設定
- ・持ち帰り希望者への対応
- ・その他、お店独自の取り組み など



また、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会を通じて他事業者等の先進事例などの情報を収集・提供します。

■プラスチックごみの分別収集実証事業

廃棄物の減量と再資源化を推進するため 2023（令和 5）～2024（令和 6）年に市内で実証試験を実施しました。

循環型社会形成に向け、新たなリサイクルの取り組みを 2025（令和 7）年 4 月からスタートします。



令和 6 年度プラごみ収集実証事業結果

期間：令和 6 年 10 月・11 月

対象：市内全地域の一般家庭

回収回数：1 世帯あたり各月 2 回計 4 回

収集量：10 月 9.3t、11 月 11.4t

収集目標値

R9 年度 106.4t

4. 良好な生活環境の保全

ー水・大気・土壌の環境保全及び公害等の防止ー



公害関係法令や秋田県公害防止条例に基づき良好な大気、水環境等を維持するとともに、静かで、さわやかな生活環境の保全に努めています。

公害に関する相談は、私たちの生活様式の変化に伴い多様化しています。こうした相談に適切な対応ができるよう、市では日頃から関係機関との連携や情報共有などに努めております。

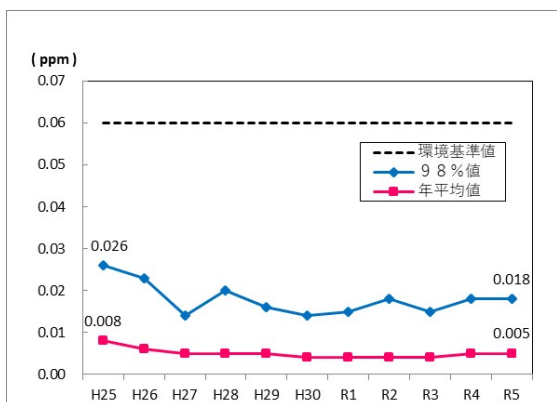
■現況と課題

大気環境については、県において仙北地域振興局に測定局を設置し、常時監視を行っています。2022（令和4）年度の大気汚染物質濃度測定結果では、一酸化窒素や二酸化窒素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質などの全ての項目において、概ね良好な状態を保っていると言えます。

大気汚染物質の発生源対策として、固定発生源である工場や事業場に対し、県と連携しながら、法令遵守の徹底及び監視を継続していく必要があります。

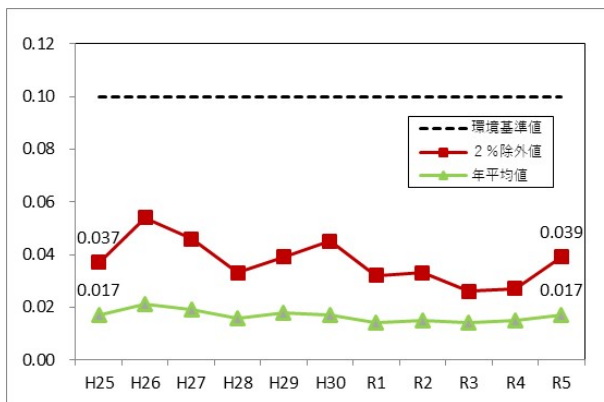
また、野焼き（ごみ焼き）やもみ殻焼き（秋田県公害防止条例で定める禁止期間内）などに関する相談も少なからず寄せられており、関係機関と連携しながら指導や更なる普及啓発に努めていくことが必要です。

○二酸化窒素に係る環境基準適合状況
及び年平均値の推移
(単位：ppm)



資料：秋田県環境白書（一般環境大気測定局 大曲）

○浮遊粒子状物質に係る環境基準適合状況
及び年平均値の推移
(単位：mg/m³)



資料：秋田県環境白書（一般環境大気測定局 大曲）

公共用水域については、環境基準の維持達成状況を把握するため雄物川、横手川、丸子川、川口川、窪堰川、玉川、斉内川、櫛岡川、土貫川、淀川の10河川を対象に、秋田県

において水質調査が毎年行われています。水質の指標となるBODについては、全ての河川で環境基準を達成しており、良好な状態を維持しています。

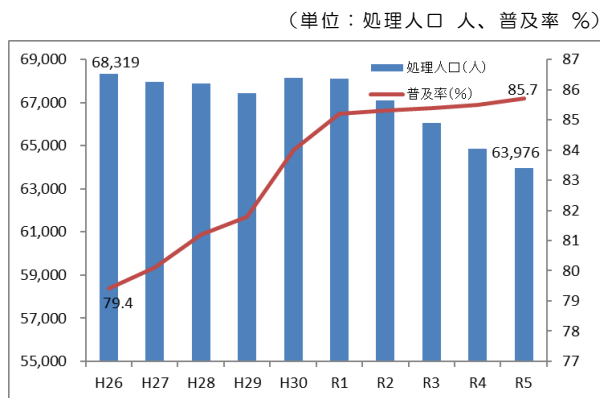
水銀廃棄物の処理対策として、本市では拠点回収により適切な処理を実施しています。

生活排水の処理については、公共下水道、農業集落排水の整備事業が概ね完了し、未整備区域の合併処理浄化槽設置を促進しています。

事業活動における水質汚濁物質の発生に対しては、県と連携した適正な指導や公害防止協定の締結などによる対策を進めていく必要があります。

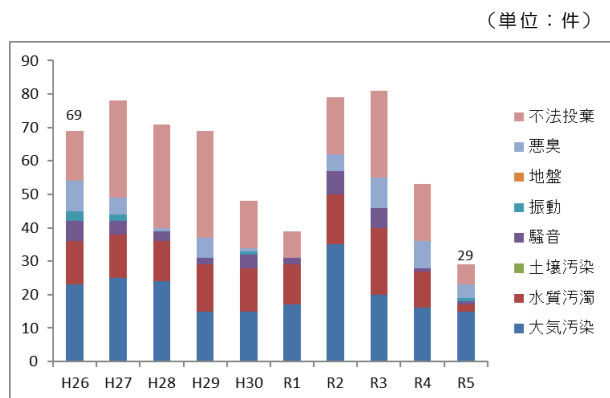
本市は水資源に比較的恵まれており、水需要についても安定傾向にあるといえますが、水は有限かつ貴重な資源であることから、今後とも、水源の保全やかん養を図り、水需要に対応した水資源を適切に確保していく必要があります。

○生活排水処理人口と普及率の推移



資料：下水道課統計データ

○公害苦情の種類別件数の推移



資料：生活環境課統計データ

騒音・振動については、全域的に問題が少なく、概ね生活環境が保たれています。また、主要幹線道路の交通騒音については、県から権限移譲を受け、2012（平成24）年度より常時監視業務を実施していますが、昼間、夜間ともに環境基準を達成しています。

工場・事業所（特定工場等）に係る騒音・振動については、法令に基づき、特定施設の設置届出や規制遵守が義務づけられており、今後も県と連携し法令遵守の徹底及び監視を継続していく必要があります。

悪臭については、規制区域内において規制基準を超える悪臭を発生させた事業者はないものの、家庭の生活排水を発生源とする相談が寄せられています。

悪臭は、騒音や振動と同様に日常生活に及ぼす影響が大きいことから、市民にとって身近な問題となっており、引き続き監視体制の整備と充実を図るとともに、近隣公害等への迅速な対応など、場面に応じた個別の発生源対策を進めていく必要があります。

また、畜産事業者に対しては、事業場の設置等に際して十分な悪臭防止対策を講じるように促す必要があります。

国においては、化学物質による環境保全上の支障を未然に防止することを目的として、1999（平成11）年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」を制定し、2001（平成13）年4月から事業者による排出

量や移動量の把握、さらに、2002（平成14）年4月にはその届出が開始されています。

また、県においてダイオキシン類等の規制物質について各種法令に基づき発生源の監視や指導を実施するとともに、環境汚染状態について監視を行っています。

■施策の方向

（１）発生源対策の充実

①公害関係法令の遵守指導

- ・ 国、県と連携し、工場・事業所に対し、公害関係法令の遵守指導や環境保全に対する自主的な取り組みの啓発を行います。

②事業者の積極的な環境保全活動の促進

- ・ 事業活動に伴う環境への負荷を低減するため、必要に応じて市と事業者が公害の未然防止や環境保全活動に関する協定を締結し、事業者の積極的な環境への取り組みを促進します。

③ごみや稲わらなどの屋外焼却、水質汚濁事故等の防止

- ・ ごみや稲わらなどの屋外焼却防止の指導及び普及啓発に努めます。
- ・ 油流出などによる水質汚濁事故防止に努めます。

主な事業
・ 公害対策事業 [生活環境課]

（２）生活排水対策の充実

①公共下水道・農業集落排水への接続の促進

- ・ 快適な生活環境の確保や公共用水域の水質を保全するため、公共下水道や農業集落排水への接続率向上対策を推進します。

②下水道等未普及地域での合併処理浄化槽設置の促進

- ・ 公共下水道などが整備されない地域においては、汲み取り及び既設単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

主な事業
・ 下水道接続促進事業 [下水道課]
・ 浄化槽設置整備事業費補助事業 [生活環境課]
・ 環境衛生事業 [生活環境課]
・ 快適居住環境整備事業 [生活環境課]

（３）騒音、振動、悪臭への対応

①生活環境の状況把握

- ・パトロールを強化するなど、市域の生活環境の状況把握に努めます。

②規制地域、規制基準の適切な設定・見直し

- ・規制地域、規制基準を設定し、必要に応じて見直しを行います。

主な事業
・公害対策事業　〔生活環境課〕

（４）生活環境相談等への対応

①日常生活における近隣への配慮やマナー向上の啓発

- ・ペット飼育のマナー向上について啓発を行います。
- ・空き家や私有地の適正管理について啓発・指導を行います。

②関係機関との連携や公害紛争処理制度の活用

- ・関係機関と連携を図り、公害紛争処理の制度を活用します。

主な事業
・公害対策事業　〔生活環境課〕 ・空き家対策事業　〔総合防災課〕

■成果指標

項　目	基準値 (2017年度)	現状値 (2023年度)	目標値 (2030年度)
汚水処理人口普及率	81.8%	85.7%	88.9%

※1 大仙市生活排水処理構想（令和3年度見直し）より2030年度の行政人口65,157人、整備（普及）人口57,941人と推計している。

※2 汚水処理人口普及率：行政人口に対して、公共下水道、集落排水、合併浄化槽等の生活排水処理施設を利用できる人口の割合

5. 多様な主体の参加

ー環境保全に向けての多様な主体の参加ー



昨今の複雑化している環境問題を解決するためには、市民や地域団体、事業者、行政など地域のあらゆる主体の参加によって、環境保全を推進する必要があります。また、人口減少や少子高齢化が進むなかで、環境保全活動や持続可能な地域づくりの担い手不足が懸念されるため、環境教育や環境学習などを通じて、将来の担い手となる人材を確保・育成していく必要があります。

■現況と課題

大気や騒音などの監視・観測等の充実として、関係機関と連携を図りながら環境保全に関する必要な情報を随時収集し、これを適切に市民に提供する必要があります。

環境教育・環境学習の推進として、学校ではSDGsの考え方などを取り入れ、各校の実態に応じた環境教育や環境保全活動に取り組んでいます。

各主体をつなぐネットワークの構築・強化として、自治会や環境ボランティア団体などと連携し、全市一斉クリーンアップを実施しています。

様々な環境問題を解決し、本市の恵まれた環境をより豊かなものとして、SDGsの達成にも貢献する地域社会を将来の世代に継承していくためには、各主体がそれぞれの立場で、環境に配慮した自主的かつ主体的な行動を積極的に実践することが必要です。

○全市一斉クリーンアップ



○夏休み親子環境学習



■施策の方向

（１）環境情報の提供と整備

①環境情報の適切な提供

- ・市の環境保全の現状や最新の環境技術などの情報を様々な媒体を通じて市民にわかりやすく提供します。

②関係機関と連携した監視・観測等の着実な実施

- ・大気や騒音などの監視や観測等については、関係機関と連携を図りながら個別法令等に基づき、着実に実施します。

③環境保全団体等との環境情報のネットワーク化を推進

- ・環境保全団体や各主体の活動について、情報共有の場を確保します。

（２）環境教育・環境学習の推進

①環境教育等の推進

- ・SDGs の考え方などを取り入れ、体験活動を重視した環境教育や環境保全活動を推進します。

②自然観察会、環境学習講座などの開催

- ・関係機関と協力して、環境学習を行う体制を整備します。
- ・身近な自然とのふれあいを深めるため、自然観察会などを開催します。
- ・環境問題を地域づくりの一環として捉え、各種環境学習講座を開催します。

主な事業
・環境学習推進事業 [生活環境課他] ・体験的学習時間支援事業 [教育指導課] ・地域活動推進事業 [生涯学習課]

（３）市民、地域団体、事業者、行政の連携強化

①各主体をつなぐネットワークの構築・強化

- ・各主体が行う活動や取組の連携を促進します。

②持続可能な地域づくりの推進

- ・協働によるまちづくりを進めるため、地域の特性や資源を活かした安心して暮らせる住みよい地域づくりや、身近な問題の解決に向けた様々な地域活動を支援するなど、地域コミュニティの活動を応援します。

③周辺自治体などとの連携強化

- ・雄物川流域の水質保全、廃棄物対策など、広域的な取り組みが必要な課題については周辺自治体などと連携し、市域を越えたパートナーシップの構築を図ります。

主な事業

- ・環境衛生事業 [生活環境課]
- ・廃棄物減量化対策事業 [生活環境課]

■成果指標

項 目	基準値 (2017年度)	現状値 (2023年度)	目標値 (2030年度)
全市一斉クリーンアップ参加率	14.5%	11.9%	20.0%

※2019年度には15.0%まで順調に上昇していたが、コロナ禍での中止を機に参加率が大きく下がっていることから、今後再び上昇するよう啓発に努めていきます。

ア行

秋田県水と緑の森づくり税

地球温暖化防止、県土の保全、水源のかん養等の公益的機能を有し、すべての秋田県民がその恩恵を受けている森林を、将来にわたって健全に守り育て、次世代に引き継いでいくことを目的として創設された県税です。この税収は、森林環境の保全、住民参加の森づくりなどに関する施策に使われています。

一般廃棄物

法令で特定されている産業廃棄物以外の廃棄物をいい、日常生活から排出されるごみや粗大ごみ「家庭系ごみ」と、工場、事務所、商店から排出される紙くずなど「事業系廃棄物」があります。

ウェルビーイング

身体的、精神的、社会的にすべてが満たされた状態。多面的・持続的な幸福のことをいいます。

エコドライブ

自動車を運転するときに、緩やかな発進を心掛けたり、無用なアイドリングを止めるなど、燃料の節約に努め、二酸化炭素の排出を減らす、環境に配慮した自動車の運転をいいます。

温室効果ガス

大気中に拡散された温室効果をもたらす物質。地球温暖化対策推進法では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)に加えてハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)の 7 種類が区域施策編の対象とする温室効果ガスとして定められています。

カ行

外来種

人間の活動によって他の地域から存在していなかった地域へ持ち込まれた生物のことです。過去あるいは現在の自然分布域以外に導入された種、亜種、それ以下の分類群であり、生存し、繁殖することができるあらゆる器官、配偶子、種子、卵、無性的繁殖子を含みます。

化石燃料

原油、天然ガス、石炭やこれらの加工品であるガソリン、灯油、軽油、重油、コークスなどを いいます。燃焼により、主要な温室効果ガスである二酸化炭素を発生します。

カーボンニュートラル

二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成することをいいます。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として国が定める行政上の政策目標です。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音については「環境基本法」で、ダイオキシン類については「ダイオキシン類対策特別措置法」で定めています。

環境教育、環境学習

人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、個人や集団が環境に配慮した責任ある行動をとることを目的として、家庭、地域社会、学校、企業、行政などで行う教育や学習のことです。生涯教育・生涯学習として幼児から高齢者までのあらゆる年齢層の人々が対象となります。

環境保全

大気・水、土壌等の環境の自然的構成要素やそれらによって構成されるシステムに着目し、その保護及び整備を図ることによって、これを人にとって良好な状態に保持することです。そもそも包括的な概念を指す言葉であり、多様な意味に用いられるほか、考え方は社会の変化等に伴って変わっていく性格を有します。

環境保全機能

森林の場合は、環境保全機能と多面的機能は同義ですが、農業の場合は、国土保全・水源のかん養・自然環境の保全などがあります。

間伐

森林の保育・保護のために行う間引き伐採のことです。病虫害、雪折れ、風倒などの自然災害に対して抵抗力のある健全な森林を育成し、目的に遭った木材を生産するためには不可欠です。

気候変動

地球温暖化により、気温の上昇、大雨の頻度の増加や、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、気候変動の影響が世界各地で起きています。気候変動の主な原因である地球温暖化には人為的な要因と自然的な要因があります。人為的な要因としては、地球温暖化を引き起こしている温室効果ガス、その中でも二酸化炭素の増加が大きな要因となっています。

自然的な要因としては、海水と海洋、大気と海水による相互作用や火山の噴火によるエアロゾル(大気中の微粒子)の増加や、太陽活動の変化があります。

吸収源

大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスを吸収し、比較的長期間にわたり固定することのできる森林や海洋などのことです。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域及びこれに接続する水路(終末処理場に流入する下水道を除く)をいいます。

サ行

再生可能エネルギー

法律で「エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存在する熱、バイオマスが規定されています。これらは、資源を枯渇させずに繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる CO₂ をほとんど排出しない優れたエネルギーです。

里地里山

奥山と都市の中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混合する農地、ため池、草原等で構成される地域概念です。

次世代自動車

ハイブリッド(HV)、電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHEV)、燃料電池車(FCV)、圧縮天然ガス自動車(CNG)などの車両のことをいいます。いずれも環境を考慮し、二酸化炭素の排出を抑えた設計になっています。燃費性能に優れた車種が多く、経済的なメリットもあります。

自然環境保全地域

自然環境保全法や条例に基づく指定地域のことです。

自然公園

優れた美しい自然の風景地を保護するとともに、自然とのふれあいや自然を楽しむことができるように、自然公園法や条例に基づいて指定される地域で、国立公園、国定公園及び県立自然公園に分類されます。

持続可能な社会

持続可能な社会とは、「地球環境や自然環境が適切に保全され、将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会。」のことです。経済発展、技術革新により、私たちの生活は物質的には豊かで便利なものとなりましたが、一方でこの便利な

第2次大仙市環境基本計画(改定版) Ⅲ 別紙 用語解説

生活は、私たちが豊かに生存し続けるための基盤となる地球環境の悪化をもたらしています。

2015年(平成27年)9月の国連サミットでは持続可能な開発目標(SDGs)が全会一致で採択され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年(令和12年)を年限とする17の国際目標の達成に向けた取り組みが進められています。

循環型社会

資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物等の発生抑制や循環資源を利用するなど、新たに採取する資源をできるだけ少なくすることで、環境への負荷を軽減した社会のことです。

浄化槽

浄化槽とは、し尿と併せて雑排水を処理し、公共下水道以外に放流するための施設のことをいいます。浄化槽法では、し尿と厨房排水、洗濯排水、浴室排水などの生活排水も併せて処理する「合併処理浄化槽」を「浄化槽」とし、法律改正前に設置されているし尿のみを処理する「単独処理浄化槽」を「みなし浄化槽」としています。

小水力発電

溪流、農業用水、上下水道などの水の落差を活用して発電するもので、主に1,000kW以下の水力発電のことをいいます。

森林整備計画

地域森林計画の対象となる民有林が所在する市町村が5年ごとに作成する10年を一期とする計画であり、地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方やこれを踏まえたゾーニング、地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法及び森林の保護等の規範、路網整備等の考え方等を定める長期的な視点に立った森林づくりの構想です。

食品ロス

本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。食品ロスを発生させることは、それを生産・製造するために使用した資源やエネルギーを無駄にしてしまうだけでなく、それを処分するために新たな資源やエネルギーを使用することとなります。

水源のかん養

森林の公益的機能の1つです。樹木及び地表植生などにより降雨、融雪水の地下浸透を助長し、貯留水を除々に流出させる森林の理水機能(洪水ピークの平準化、渇水の緩和)の維持増進を図り、洪水の防止及び水資源の確保に資する機能のことをいいます。

生活排水

調理、洗濯、入浴など人間の日常生活に伴い公共用水域に排出されるもので、工場などから排出される産業排水と区別されています。これらの人の活動に伴い排出される有機物質、窒素、りんを多く含む排水が河川、湖沼、海洋に流入すると、その水域が富栄養化状態になります。

これを防止するためには、下水道の整備、し尿と台所等の雑排水と一緒に処理する合併処理浄化槽の導入など地域に応じた施設の改善、普及を図る必要があります。

絶滅危惧種

現在生存している動植物のうち、個体数が減少し、絶滅の恐れの高い野生生物の種をいいます。

全市一斉クリーンアップ

大仙市では4月の「あきたクリーン強調月間」に合わせて、第3日曜日を「全市一斉クリーンアップデー」とし、身近な地域の清掃活動を実施しています。

夕行

ダイオキシン類

有機塩素化合物で、水に溶けにくく、蒸発しにくいほか、他の物質とも簡単には反応しない性質を持っている化学物質です。ダイオキシン類は、物の燃焼過程などで非意図的に生成され、その中でも最も毒性の強い 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンについては、人に対する発がん性が確認されています。

大仙市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

地球温暖化対策推進法第21条第3項に基づき定める計画であり、市域全体から排出される温室効果ガス排出量の削減を目的とした計画です。

大仙市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、市の事務及び事業から排出される温室効果ガス排出量の削減を目的とした計画です。

太陽光発電

太陽光が持つエネルギーを太陽電池で直接電気エネルギーに変換する発電方式です。

地域循環共生圏

各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域資源を活かし自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて地域資源を補完し支え合いながら、農山漁村も都市も活かすという地域づくりの

第2次大仙市環境基本計画(改定版) Ⅲ 別紙 用語解説

考え方で、地域でのSDGsの実践を目指すものです。

地熱、水力、風力などの豊富な再生可能エネルギー資源を、地域内で循環させる「電力の地産地消」を実現させることで地域の活性化を図ることや、農山漁村での自然、文化、人々との交流等を楽しむ農山漁村滞在型余暇活動を推進し、都市部との交流人口拡大を図るなど、各地域の強みを生かした資源や人材などの地域資源を農山漁村と都市で補完し支え合いながら持続可能な地域づくりを目指すものです。

地球温暖化

地球が太陽から暖められると、宇宙に向けて熱(赤外線)を放出して一定の温度に保とうとします。大気中にはこの赤外線を吸収する気体(温室効果ガス)があり、地表から宇宙に逃げる熱を減らして地球を暖める働きをしています。この働きを温室効果といい、温室効果ガスが増えすぎることによって、地球全体の温度が高くなることを地球温暖化といいます。

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第5次報告書によれば、このまま温暖化が進むと、今世紀末の世界平均気温変化は 0.3～4.8℃の範囲、平均海面水位の上昇は 0.26～0.82m の範囲となる可能性が高いとされています。

デコ活

「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称で、脱炭素(Decarbonization)の(De)と、環境に良いエコ(Eco)を併せた”デコ”と活動・生活を組み合わせた言葉です。

ナ行

二次林

その土地本来の自然植生が、災害や人為によって破壊され、その置き換え群落として発達している森林のことをいいます。なお、人為の全く及んでいない森林を原生林といい、原生林と二次林をあわせて天然林といいます。

農業集落排水施設

農業集落における、し尿、生活排水、雨水を処理する施設です。農漁村の生活環境改善と生活排水の浄化を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与することを目的としています。

ハ行

バイオマス

生物資源の量を表す概念で、再生可能な、生物由来の有機資源から化石資源を除いたものです。バイオマスは、太陽エネルギーを使って水と二酸化炭素から、生物が光合成によって生成した木質などの有機物で、持続的に再生することが可能です。

廃棄物

一般の通念からすれば、捨てられているものはすべて廃棄物といえますが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状または液状のもの」と定義しています。

パリ協定

パリ協定とは、2015年(平成27年)にフランスのパリで開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」で採択された、2020年(令和2年)以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みです。パリ協定では、次のような世界共通の長期目標(世界全体の平均気温の上昇を産業革命以前よりも2℃高い水準を十分に下回るものに抑えるとともに、1.5℃高い水準までのものに制限するための努力を継続する。)を掲げています。

風力発電

風の力で風車を回し、その回転運動を発電機に伝えて電気を起こす発電方式です。

保安林

「森林法」に基づき、国又は県が指定する公益的機能を高度に発揮すべき森林のことです。水源かん養保安林など17種類があり、指定目的に沿って伐採方法や更新方法等について制限が課せられています。

ラ行

リサイクル

「RE=再び」、「CYCLE=循環する」という意味で、不要になったものをもとの製品原料や別の製品原料として利用することをいいます。一般廃棄物の再資源化の指標となるリサイクル率は(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)÷(ごみ処理量+集団回収量)で算出することとされています。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生動植物をリストアップし、それぞれの絶滅の危険度ランクを記載した本のことです。

レッドリスト

生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し選定したものです。規制等の法律上の効果を持つものではありませんが、絶滅のおそれのある野生生物の保護を進めていくための基礎的な資料として広く活用されることを目的とします。レッドリストに掲載された種について、生息状況等を取りまとめて編さんしたものがレッドデータブックです。

英数字

BOD(ビーオーディー) … 生物化学的酸素要求量

BODとは、「Biochemical Oxygen Demand」(生物化学的酸素要求量)の略称で、水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素量のことです。水質の汚濁状況を示す代表的な指標で、この数値が大きいほど水が汚濁しているといえます。国では、河川の水質環境基準の項目の一つとしてBODを定めております。

EV(イービー)車

電気自動車。エンジンは備わっておらず、大型のバッテリーを搭載し、これに蓄えた電気のみでモーターを駆動させて走る自動車です。

PHEV(ピーエッチイービー)車

プラグインハイブリッド自動車。EV車と同様に、外部電源から充電でき、電気でもーターを駆動させて走り、充電が切れても、エンジンを併用して走行可能な自動車です。

PRTR

環境汚染物質排出・移動登録(Pollutant Release and Transfer Register)のことです。事業者自らが、対象となる化学物質ごとに工場・事業場からの環境への排出量や廃棄物としての移動量を把握して、その結果を行政に報告し、行政がそれらを公表するシステムのことで。

SDGs(エスディーゼーズ)

2015(平成27)年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標「Sustainable Development Goals」のことで、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030(令和12)年を年限とする17の国際目標が定められています。

V2H(バイ・ツー・エッチ)

「Vehicle to Home」の略称で、電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド車(PHEV)のバッテリーに貯めている電力を、自宅で使えるようにする機器です。

ZEB(ゼブ) … ネット・ゼロ・エネルギー・ビル

先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制や自然光・風などの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、エネルギー自立度を極力高め、年間のエネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物です。

ZEH(ゼッチ) … ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅のことです。

2%除外値

2%除外値は、1年間に測定されたすべての日平均値(欠測日を除く)を、1年間での最高値を第1番目として、値の高い方から低い方に順(降順)に並べて、高い方(最高値)から数えて2%分の日数に1を加えた番号に該当する日平均値です。

4R(フォーアール)

廃棄物対策のキーワードである Refuse(リフューズ:発生回避)、Reduce(リデュース:発生抑制)、Reuse(リユース:再使用)、Recycle(リサイクル:再生利用)Rの4つの頭文字をとった言葉です。
※国の「プラスチック循環戦略」として3R(Reduce+Reuse+Recycle)+Renewable(リニューアブル:再生可能資源への代替)として使われる場合もあります。

98%値

1年間に測定されたすべての日平均値(欠測日を除く)を、1年間での最低値を第1番目として、値の低い方から高い方に順(昇順)に並べて、低い方(最低値)から数えて98%目に該当する日平均値です。